

(法第 29 条)

令和 6 年度事業報告書

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 アイエヌジイ

1 事業の成果

本法人の設立 3 期目となる当年度は、令和 5 年 2 月 1 日に開所した就労継続支援 B 型事業所「そらいろのたね」において、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業を実施した。

農園内での園芸やブルーベリー摘み取りなどの軽作業の他、常緑多年草のタマリュウやブルーベリーなどの生産を行っている。当年度は新たに唐辛子栽培にチャレンジした。メンバーさんはもとより、指導者も初めての栽培で試行錯誤したが、当初計画の売上額を上回ることができた。令和 7 年度は当年度の反省を踏まえ、作付け量の調整と共に、栽培技術の指導を行っていきたい。

環境学習並びに、障害児通所支援事業、放課後学童保育事業、及びスポーツの振興を図る青少年育成事業については未実施となつたため、来期以降の実施に向けて取り組む意向である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
障碍者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業所「そらいろのたね」の運営	R06. 04. 01 ～ R06. 03. 31	鹿屋市札元2丁目 3712 番地4	7名	延べ 2,499名	28,839千円
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害児通所支援事業 計画のみ	R06. 04. 01 ～ R07. 03. 31	鹿屋市札元2丁目 3712 番地4	0名	延べ 0名	0
放課後学童保育等の子育て支援の事業	放課後学童保育事業 計画のみ	R06. 04. 01 ～ R07. 03. 31	鹿屋市札元2丁目 3712 番地4	0名	延べ 0名	0

学術、文化、 芸術又はス ポーツを通 じた青少年 健全育成事 業	青少年サッカークラ ブの運営 計画のみ	R06. 04. 01 ～ R07. 03. 31	鹿屋市民	0名	延べ 0名	0
	環境問題に関する読 み聞かせ・意見交換 会	R06. 04. 01 ～ R07. 03. 31	鹿屋市民	0名	延べ 0名	0

(2) その他の事業

事 業 名	事 業 内 容 等	事業費の金額

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款に定める事業について、その事業ごとに、事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額などがわかるように記載すること。
- 3 事業の成果については、実施した事業の具体的な内容及び成果を簡潔に記載すること。
- 4 事業名は、定款に記載された事業名で統一すること。
- 5 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう記載すること。
- 6 受益対象者の範囲及び人数は、当該事業の「受益対象者」と「人数」のどちらも記載すること。人数が不特定の場合は「不特定多数」と記載すること。
- 7 事業費の金額の合計は、活動計算書の事業費形と一致させること。
- 8 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しなかった場合は「(2) その他の事業今年度は実施せず」などと記載すること。